

令和 5 年
第 5 回 土 岐 市 議 会 定 例 会 議 案

令和 5 年 1 1 月 3 0 日 (第 1 日)

令和5年第5回土岐市議会定例会議事日程（第1日）

令和5年11月30日（木曜日）午前9時開議

日程第1	会議録署名議員の指名	
日程第2	会期の決定	
日程第3	議第75号	令和5年度土岐市一般会計補正予算（第4号）
日程第4	議第76号	令和5年度土岐市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第5	議第77号	令和5年度土岐市介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第6	議第78号	令和5年度土岐市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第7	議第79号	令和5年度土岐市水道事業会計補正予算（第1号）
日程第8	議第80号	令和5年度土岐市下水道事業会計補正予算（第1号）
日程第9	議第81号	土岐市部設置条例の一部を改正する条例について・・・・・・・・ 1
日程第10	議第82号	土岐市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例について・・・・・・・・ 4
日程第11	議第83号	土岐市職員定数条例の一部を改正する条例について・・・・・・・・ 10
日程第12	議第84号	土岐市職員の給与に関する条例及び土岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について・・ 12
日程第13	議第85号	土岐市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について・・・・・・・・ 22
日程第14	議第86号	土岐市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について・・・・・・・・ 24
日程第15	議第87号	土岐市印鑑条例の一部を改正する条例について・・・・・・・・ 26
日程第16	議第88号	土岐市手数料徴収条例の一部を改正する条例について・・・・ 28
日程第17	議第89号	土岐市障害者就労支援施設ひだ作業所の設置及び管理に関する条例について・・・・・・・・ 30
日程第18	議第90号	土岐市認定こども園条例の一部を改正する条例について・・ 35
日程第19	議第91号	土岐市総合福祉センター・ウェルフェア土岐の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について・・・・・・・・ 37
日程第20	議第92号	土岐市立児童館の指定管理者の指定について・・・・・・・・ 39
日程第21	議第93号	土岐市総合福祉センター・ウェルフェア土岐の指定管理者の指定について・・・・・・・・ 40

別冊

日程第 22	議第94号	土岐市老人福祉センターの指定管理者の指定について・・・	41
日程第 23	議第95号	土岐市障害者就労支援施設ひだ作業所の指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・	42
日程第 24	議第96号	土岐市保健福祉センター・すこやか館の指定管理者の指定について・・・・・・・・	43
日程第 25	議第97号	土岐市駄知公園運動広場の指定管理者の指定について・・・	44
日程第 26	議第98号	土岐市宮肥田グラウンドの指定管理者の指定について・・・	45
日程第 27	議第99号	土岐市宮曾木グラウンドの指定管理者の指定について・・・	46
日程第 28	議第100号	市道路線の認定について・・・・・・・・	47

議第 8 1 号

土岐市部設置条例の一部を改正する条例について

土岐市部設置条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 5 年 1 1 月 3 0 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

提案理由

行政組織機構を見直すため、この条例を定めようとする。

土岐市部設置条例の一部を改正する条例

土岐市部設置条例（平成30年土岐市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第1条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 産業文化部

第2条第5号を次のように改める。

(5) 地域振興部

ア まちづくり及び地域振興に関すること。

イ 生涯学習に関すること。

ウ スポーツ振興に関すること。

エ 図書館に関すること。

第2条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 産業文化部

ア 商工業及び鉱業に関すること。

イ 観光に関すること。

ウ 農業、林業、畜産業及び水産業に関すること。

エ 土地改良に関すること。

オ 文化振興に関すること。

カ 文化財保護に関すること。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(土岐市放課後教室条例の一部改正)

第2条 土岐市放課後教室条例（令和3年土岐市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第3条第4号中「教育委員会」を「市長」に改める。

第5条第2項中「教育委員会」を「土岐市」に改める。

第6条ただし書及び第7条から第10条までの規定中「教育委員会」を「市長」に改める。

第12条中「教育委員会が」を削る。

(土岐市放課後教室条例の一部改正に伴う経過措置)

第3条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の土岐市放課後教室条例の規定によりされた処分、手続その他の行為のうち現にその効力を有するものは、施行日以後においては、改正後の土岐市放課後教室条例の規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

議第 8 2 号

土岐市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例について

土岐市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例を別紙のように定めるものとする。

令和 5 年 1 1 月 3 0 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 3 条第 1 項の規定に基づき、教育委員会所掌事務の一部を市長が管理し、及び執行するため、この条例を定めようとする。

土岐市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第23条第1項の規定に基づき、次の各号に掲げる教育に関する事務は、市長が管理し、及び執行する。

- (1) 公民館、図書館、土岐市文化プラザ及び土岐市歴史民俗資料館の設置、管理及び廃止に関すること（法第21条第7号から第9号まで及び第12号に掲げる事務のうち、当該施設のみに係るものを含む。）。
- (2) スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。
- (3) 文化に関すること（次号に掲げるものを除く。）。
- (4) 文化財の保護に関すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に土岐市教育委員会がした処分その他の行為のうち現にその効力を有するもので、施行日以後において市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、市長がした処分その他の行為とみなす。
- 3 この条例の施行の際現に土岐市教育委員会に対してされている申請、届出その他の行為(以下「申請等」という。)で、施行日以後において市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、市長に対してされた申請等とみなす。

(土岐市公民館設置及び管理に関する条例の一部改正)

- 4 土岐市公民館設置及び管理に関する条例（昭和30年土岐市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項及び第4条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第10条中「教育委員会」を「市長」に、「手続き」を「手続」に改める。

第11条第3号、第12条及び第13条第1項ただし書中「教育委員会」を「市長」に改める。

第16条中「条例」の次に「の」を加え、「教育委員会が」を削る。

(土岐市図書館条例の一部改正)

5 土岐市図書館条例(昭和46年土岐市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第7条中「教育委員会」を削る。

(土岐市文化プラザの設置及び管理に関する条例の一部改正)

6 土岐市文化プラザの設置及び管理に関する条例(昭和57年土岐市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第5条から第7条までの規定及び第9条第1項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第11条第1項第1号中「き損」を「毀損」に改め、同項第6号中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第12条第1項及び第4項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第5項中「教育委員会」を削る。

第13条中「教育委員会」を削る。

別表冷暖房設備その他の附属設備等の項使用料の額(単位 円)の欄中「別に教育委員会が市長と協議して」を「規則で」に改め、同表の備考第5項中「教育委員会が市長と協議して」を「市長が」に改める。

(土岐市歴史民俗資料館設置及び管理に関する条例の一部改正)

7 土岐市歴史民俗資料館設置及び管理に関する条例(昭和54年土岐市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号中「き損」を「毀損」に改め、同項第3号及び第4号中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第6条第1項及び第2項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第3項中「教育委員会」を削る。

第7条中「教育委員会」を削る。

(土岐市体育館設置及び管理に関する条例の一部改正)

8 土岐市体育館設置及び管理に関する条例(昭和39年土岐市条例第41号)の一部を次のように改正する。

第2条の2第2項、第3条、第5条、第6条第1項ただし書、第7条第3項及び第8条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第11条の見出し中「立入り調査」を「立入調査」に改め、同条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第12条中「教育委員会が」を「規則で」に改める。

別表の備考第3項中「教育委員会」を「市長」に改める。

(土岐市営球場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

9 土岐市営球場の設置及び管理に関する条例（昭和40年土岐市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項、第4条第2項、第5条、第8条、第9条第1項ただし書及び第10条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第13条の見出し中「立入り調査」を「立入調査」に改め、同条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第14条中「教育委員会が」を「規則で」に改める。

別表の備考第1項中「教育委員会」を「市長」に改める。

(土岐市営グラウンドの設置及び管理に関する条例の一部改正)

10 土岐市営グラウンドの設置及び管理に関する条例（平成17年土岐市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第3条及び第4条第5号中「教育委員会」を「市長」に改める。

第8条第2項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第3項ただし書及び第4項中「教育長」を「市長」に改める。

第11条第1項第1号中「き損」を「毀損」に改める。

第12条ただし書中「教育委員会」を「市長」に改める。

別表の注を次のように改める。

備考 1回とは、市長と指定管理者が協議して定める使用区分1回をいう。

(土岐市射撃場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

11 土岐市射撃場の設置及び管理に関する条例（昭和59年土岐市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条から第5条までの規定及び第7条第1項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第9条第1項第1号中「き損」を「毀損」に改め、同項第5号中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第10条中「教育委員会」を削る。

(土岐市総合活動センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

12 土岐市総合活動センターの設置及び管理に関する条例(平成18年土岐市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項、第5条、第6条第1項ただし書、第7条及び第9条第1項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第11条第1項第1号中「き損」を「毀損」に改め、同項第5号中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第12条ただし書中「教育委員会」を「市長」に改める。

別表の備考第1項中「教育委員会」を「市長」に改める。

(土岐市弓道場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

13 土岐市弓道場の設置及び管理に関する条例(平成30年土岐市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第3条、第4条第5号、第6条第3項第2号ただし書、第8条第2項、第3項ただし書及び第4項並びに第12条ただし書中「教育委員会」を「市長」に改める。

第13条中「教育委員会」を削る。

(土岐市文化財保護条例の一部改正)

14 土岐市文化財保護条例(昭和52年土岐市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「教育委員会(以下「委員会」という。))が、」を「市長が」に改め、同条第3項中「委員会」を「市長」に改める。

第4条並びに第5条第1項及び第4項中「委員会」を「市長」に改める。

第6条第1項中「委員会規則」を「規則」に、「委員会」を「市長」に改める。

第7条中「委員会」を「市長」に改める。

第8条第1項中「委員会」を「市長」に改め、同項第1号中「き損」を「毀損」に改め、同条第2項中「引き渡し」を「引渡し」に、「委員会」を「市

長」に改め、同条第3項及び第4項中「委員会」を「市長」に改める。

第9条中「委員会」を「市長」に改める。

第10条中「囲さく」を「囲柵」に、「委員会」を「市長」に改める。

第11条第1項中「委員会」を「市長」に改める。

第12条第1項及び第2項中「委員会」を「市長」に改め、同条第3項中「委員会」を「市長」に、「き損」を「毀損」に改める。

第13条から第15条までの規定、第18条及び第19条中「委員会」を「市長」に改める。

第20条中「委員会」を削る。

議第 8 3 号

土岐市職員定数条例の一部を改正する条例について

土岐市職員定数条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 5 年 1 1 月 3 0 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

提案理由

行政組織機構の見直し等に伴い、職員定数を見直すため、この条例を定めようとする。

土岐市職員定数条例の一部を改正する条例

土岐市職員定数条例（昭和43年土岐市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第1条中「公平委員会」の次に「、固定資産評価審査委員会」を加える。

第2条第1項の表市長の事務部局の職員の項定数の欄中「431人」を「466人」に改め、同表選挙管理委員会の職員の項定数の欄中「兼務4人」を「兼務6人」に改め、同表教育委員会の事務局の職員の項定数の欄中「28人」を「9人」に改め、同表教育委員会の所管に属する学校及び学校以外の教育機関の職員の項定数の欄中「50人」を「28人」に改め、同表公平委員会の職員の項の次に次のように加える。

固定資産評価審査委員会の職員	兼務2人
----------------	------

第2条第1項の表合計の項定数の欄中「612人」を「606人」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議第 8 4 号

土岐市職員の給与に関する条例及び土岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

土岐市職員の給与に関する条例及び土岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 5 年 1 1 月 3 0 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

提案理由

国家公務員の給与改定に準じて、一般職の職員の給与及び一般職の任期付職員の期末手当の額を改定等するため、この条例を定めようとする。

土岐市職員の給与に関する条例及び土岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(土岐市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 土岐市職員の給与に関する条例（昭和32年土岐市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第17条第2項中「基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の100）」の次に「、12月に支給する場合には100分の125（特定管理職員にあつては、100分の105）」を加え、同条第3項中「「100分の57.5）」の次に「と、「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60）」を加える。

第18条第2項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の120）」の次に「、12月に支給する場合には100分の105（特定管理職員にあつては、100分の125）」を加え、同項第2号中「基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の57.5）」の次に「、12月に支給する場合には100分の50（特定管理職員にあつては、100分の60）」を加える。

第18条の2第3項中「第44条」を「第26条の8」に、「新型インフルエンザ等緊急事態措置」を「特定新型インフルエンザ等対策」に、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第19条中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条関係）
行政職給料表（一）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額						
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	162,100	208,000	234,600	271,600	295,400	323,100	365,500
	2	163,200	209,700	236,200	273,200	297,500	325,300	368,100
	3	164,400	211,400	237,700	274,700	299,500	327,500	370,500
	4	165,500	212,900	239,400	276,300	301,400	329,500	372,900
	5	166,600	214,400	240,900	277,800	303,200	331,500	374,800
	6	167,700	216,200	242,400	279,500	305,000	333,500	377,300
	7	168,800	217,900	243,800	281,300	306,600	335,400	379,600
	8	169,900	219,600	245,200	283,100	308,200	337,300	382,100
	9	170,900	221,100	246,400	284,800	309,800	339,200	384,500
	10	172,300	222,600	248,000	286,700	312,000	341,200	387,100
	11	173,600	224,100	249,500	288,500	314,200	343,200	389,700
	12	174,900	225,600	250,900	290,300	316,200	345,200	392,300
	13	176,100	226,800	252,000	292,100	318,200	347,000	394,600
	14	177,600	228,200	253,400	293,700	320,200	349,000	396,900
	15	179,100	229,600	254,900	295,100	322,100	350,900	399,100
	16	180,700	231,000	256,200	296,500	324,000	352,800	401,400
	17	181,800	232,400	257,500	298,000	325,900	354,500	403,200
	18	183,200	234,000	258,700	300,000	327,900	356,500	405,100
	19	184,600	235,500	259,900	302,000	329,800	358,300	407,000
	20	186,000	236,900	261,100	303,800	331,700	360,200	408,800
	21	187,300	238,100	262,300	305,500	333,400	362,100	410,600
	22	189,600	239,700	263,600	307,400	335,400	364,000	412,400
	23	191,800	241,200	264,900	309,300	337,400	365,900	414,200
	24	194,000	242,600	266,200	311,100	339,300	367,800	416,000
	25	196,200	243,600	267,600	312,800	340,700	369,700	417,600
	26	197,900	245,100	269,100	314,800	342,600	371,600	419,100
	27	199,400	246,400	270,700	316,800	344,500	373,500	420,600
	28	200,900	247,600	272,200	318,700	346,400	375,400	422,100
	29	202,400	248,700	273,800	320,400	348,000	376,900	423,600
	30	203,800	249,700	275,500	322,400	349,900	378,700	424,900
	31	205,200	250,600	277,100	324,400	351,700	380,500	426,200
	32	206,600	251,500	278,700	326,400	353,500	382,100	427,400
	33	208,000	252,400	280,300	327,600	355,300	383,800	428,600
	34	209,300	253,300	281,800	329,600	357,100	385,200	429,900
	35	210,600	254,100	283,300	331,500	358,800	386,600	431,200
	36	211,900	254,900	284,800	333,500	360,500	388,000	432,400
	37	213,200	255,600	285,900	335,400	361,900	389,400	433,600
	38	214,400	256,700	287,500	337,300	363,200	390,600	434,400
	39	215,600	257,900	289,000	339,200	364,500	391,800	435,200
	40	216,700	259,000	290,500	341,100	365,900	392,800	436,000
	41	217,800	260,200	291,900	342,900	367,000	393,900	436,600
	42	218,900	261,400	293,500	344,800	367,900	395,100	437,300
	43	219,900	262,500	295,100	346,600	368,900	396,200	438,000
	44	220,900	263,600	296,700	348,400	370,000	397,300	438,700
	45	221,800	264,700	298,200	349,900	370,800	398,000	439,500
	46	222,700	265,800	299,800	351,300	371,700	398,700	440,300
47	223,600	266,900	301,300	352,700	372,600	399,400	440,700	

48	224, 500	267, 900	302, 800	354, 200	373, 400	400, 100	441, 400
49	225, 400	268, 900	304, 400	355, 700	374, 200	400, 700	441, 900
50	226, 300	269, 900	306, 000	356, 500	375, 000	401, 300	442, 300
51	227, 200	270, 900	307, 600	357, 500	375, 800	401, 800	442, 700
52	228, 100	271, 800	309, 100	358, 500	376, 500	402, 200	443, 100
53	228, 900	272, 700	310, 000	359, 400	377, 200	402, 600	443, 500
54	229, 800	273, 600	311, 500	360, 500	377, 900	402, 900	443, 900
55	230, 700	274, 500	313, 000	361, 400	378, 600	403, 200	444, 300
56	231, 500	275, 400	314, 600	362, 400	379, 300	403, 500	444, 600
57	231, 800	276, 300	316, 200	363, 300	379, 800	403, 800	444, 900
58	232, 600	277, 200	317, 800	364, 000	380, 400	404, 100	445, 300
59	233, 300	278, 100	319, 300	364, 700	381, 000	404, 400	445, 600
60	233, 900	279, 000	320, 800	365, 300	381, 700	404, 700	445, 900
61	234, 500	280, 000	322, 200	365, 700	382, 100	405, 000	446, 200
62	235, 200	281, 000	323, 400	366, 300	382, 800	405, 300	
63	235, 800	281, 900	324, 500	367, 000	383, 400	405, 600	
64	236, 300	282, 800	325, 600	367, 700	384, 000	405, 900	
65	236, 800	283, 300	326, 300	368, 000	384, 400	406, 200	
66	237, 300	284, 000	327, 200	368, 700	385, 000	406, 500	
67	237, 800	284, 700	328, 000	369, 400	385, 600	406, 800	
68	238, 400	285, 600	328, 800	370, 000	386, 200	407, 100	
69	238, 900	286, 600	329, 600	370, 300	386, 600	407, 300	
70	239, 400	287, 400	330, 000	370, 900	387, 100	407, 600	
71	239, 900	288, 200	330, 600	371, 600	387, 600	407, 900	
72	240, 400	289, 000	331, 300	372, 200	388, 200	408, 100	
73	240, 900	289, 700	332, 100	372, 500	388, 500	408, 300	
74	241, 400	290, 200	332, 800	373, 100	388, 900	408, 600	
75	241, 800	290, 600	333, 500	373, 800	389, 300	408, 900	
76	242, 300	291, 000	334, 100	374, 400	389, 700	409, 100	
77	242, 800	291, 200	334, 600	374, 800	390, 000	409, 300	
78	243, 300	291, 500	335, 200	375, 300	390, 300	409, 600	
79	243, 800	291, 700	335, 700	375, 900	390, 600	409, 900	
80	244, 300	292, 000	336, 300	376, 400	390, 800	410, 100	
81	244, 700	292, 200	336, 600	376, 900	391, 000	410, 300	
82	245, 200	292, 400	337, 100	377, 500	391, 300	410, 600	
83	245, 600	292, 700	337, 500	378, 000	391, 600	410, 900	
84	246, 000	292, 900	337, 900	378, 300	391, 800	411, 100	
85	246, 400	293, 200	338, 300	378, 700	392, 000	411, 300	
86	246, 800	293, 500	338, 800	379, 200	392, 300		
87	247, 200	293, 800	339, 300	379, 600	392, 600		
88	247, 600	294, 100	339, 800	380, 000	392, 800		
89	248, 000	294, 400	340, 100	380, 400	393, 000		
90	248, 500	294, 800	340, 500	380, 900	393, 300		
91	248, 800	295, 100	341, 000	381, 300	393, 600		
92	249, 100	295, 500	341, 400	381, 700	393, 800		
93	249, 400	295, 700	341, 700	382, 000	394, 000		
94		295, 900	342, 100				
95		296, 200	342, 600				
96		296, 600	343, 000				
97		296, 800	343, 200				
98		297, 100	343, 600				
99		297, 500	344, 100				
100		297, 900	344, 500				

	101		298,100	344,700				
	102		298,400	345,100				
	103		298,800	345,500				
	104		299,100	345,800				
	105		299,300	346,100				
	106		299,600	346,500				
	107		300,000	346,900				
	108		300,300	347,300				
	109		300,500	347,800				
	110		300,900	348,200				
	111		301,300	348,600				
	112		301,600	349,000				
	113		301,800	349,500				
	114		302,000	349,900				
	115		302,300	350,200				
	116		302,700	350,500				
	117		302,900	351,000				
	118		303,100					
	119		303,400					
	120		303,700					
	121		304,100					
	122		304,300					
	123		304,600					
	124		304,900					
	125		305,200					
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準給料月 額						
		188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第3条関係）
行政職給料表（二）

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	1	147,100	200,200	219,900	260,200
	2	148,100	201,200	221,000	261,400
	3	149,100	202,200	221,900	262,400
	4	150,100	203,000	222,800	263,500
	5	151,200	203,700	223,800	264,200
	6	152,300	205,200	225,100	265,200
	7	153,400	206,500	226,300	266,100
	8	154,400	207,600	227,400	267,000
	9	155,300	208,900	228,700	267,600
	10	156,400	209,600	230,300	268,300
	11	157,500	210,400	231,800	269,100
	12	158,600	211,100	233,000	269,900
	13	159,500	212,200	234,100	270,700
	14	160,600	213,100	235,300	271,500
	15	161,800	214,000	236,500	272,300
	16	162,900	214,800	237,400	273,100
	17	164,000	215,700	238,000	273,800
	18	165,400	216,700	238,400	274,800
	19	166,700	217,600	238,800	275,700
	20	167,900	218,500	239,300	276,500
	21	169,000	219,200	239,800	277,400
	22	170,200	220,000	241,100	278,000
	23	171,400	220,800	242,300	278,700
	24	172,600	221,400	243,200	279,400
	25	173,700	222,100	244,300	279,900
	26	175,200	222,600	245,500	280,600
	27	176,700	223,000	246,700	281,400
	28	178,200	223,500	247,900	282,100
	29	179,600	224,100	248,700	282,900
	30	181,000	225,100	249,800	283,800
	31	182,500	226,000	251,000	284,600
	32	184,000	226,600	252,100	285,400
	33	185,400	227,100	253,200	286,100
	34	187,100	228,100	254,100	287,000
	35	188,800	229,100	255,000	287,900
	36	190,500	230,100	256,000	288,800
	37	192,200	230,600	257,000	289,400
	38	193,300	231,700	257,800	290,200
	39	194,700	232,800	258,600	291,000
	40	195,800	233,800	259,500	291,800
	41	196,800	234,500	260,400	292,400
	42	198,200	235,500	261,300	293,400
	43	199,400	236,400	262,200	294,400
	44	200,600	237,200	263,200	295,300
	45	202,100	238,000	263,800	296,000
	46	203,100	238,800	264,700	296,900
	47	204,000	239,500	265,700	297,800
	48	205,100	240,100	266,600	298,600
	49	206,200	240,700	267,600	299,200
	50	207,200	241,600	268,400	299,800
	51	208,100	242,500	269,200	300,400
	52	209,100	243,300	269,900	301,100
	53	210,200	244,200	270,500	301,700
	54	211,200	245,100	271,300	302,500
	55	212,100	245,700	272,100	303,200
	56	213,000	246,400	272,900	303,900
	57	213,900	247,200	273,500	304,500
	58	214,500	247,900	274,400	305,200
	59	215,200	248,600	275,300	305,900
	60	216,000	249,200	276,200	306,500
	61	216,800	249,800	277,100	307,100
62	217,300	250,600	278,100	307,800	

63	217,800	251,400	278,900	308,500
64	218,300	252,000	279,800	309,100
65	218,800	252,600	280,600	309,600
66	219,400	253,100	281,400	310,100
67	220,000	253,500	282,200	310,700
68	220,500	253,900	282,900	311,300
69	220,800	254,600	283,500	311,900
70	221,100	255,100	284,300	312,300
71	221,400	255,500	285,100	312,800
72	221,700	255,800	285,800	313,300
73	221,900	256,000	286,500	313,600
74	222,300	256,300	287,200	314,100
75	222,600	256,700	287,900	314,600
76	223,000	257,100	288,700	315,000
77	223,200	257,400	289,200	315,200
78	223,700	257,800	289,700	315,500
79	224,000	258,200	290,100	315,800
80	224,300	258,600	290,500	316,100
81	224,600	258,900	290,900	316,400
82	224,900	259,200	291,300	316,700
83	225,200	259,500	291,800	317,000
84	225,500	259,700	292,300	317,300
85	225,800	259,900	292,600	317,500
86	226,100	260,100	293,100	317,900
87	226,400	260,400	293,700	318,200
88	226,700	260,700	294,200	318,400
89	227,000	260,900	294,500	318,600
90	227,400	261,100	295,000	318,900
91	227,700	261,400	295,500	319,200
92	228,000	261,600	295,800	319,500
93	228,200	261,900	296,200	319,700
94	228,500	262,200	296,700	320,000
95	228,800	262,500	297,200	320,300
96	229,100	262,700	297,700	320,500
97	229,300	262,900	298,000	320,700
98	229,600	263,200	298,400	321,000
99	229,800	263,400	298,900	321,300
100	230,100	263,700	299,400	321,500
101	230,400	264,000	299,800	321,700
102	230,600	264,200	300,200	322,000
103	230,900	264,500	300,500	322,300
104	231,200	264,800	300,800	322,500
105	231,500	265,000	301,100	322,700
106	232,000	265,200	301,500	323,000
107	232,300	265,500	301,900	323,300
108	232,600	265,700	302,300	323,500
109	232,800	266,000	302,600	323,700
110	233,200	266,300	303,000	324,000
111	233,600	266,600	303,400	324,300
112	233,900	266,800	303,700	324,500
113	234,100	267,000	303,900	324,700
114	234,600	267,300	304,200	325,000
115	235,100	267,500	304,500	325,300
116	235,600	267,700	304,700	325,500
117	235,900	268,000	304,900	325,700
118	236,300	268,300	305,200	326,000
119	236,700	268,600	305,500	326,300
120	237,000	268,900	305,700	326,500
121	237,400	269,100	305,900	326,700
122		269,300	306,200	327,000
123		269,600	306,500	327,300
124		269,900	306,700	327,500
125		270,100	306,900	327,700
126		270,300	307,200	328,000
127		270,600	307,500	328,300
128		270,900	307,700	328,500
129		271,100	307,900	328,700
130		271,300	308,200	329,000
131		271,600	308,500	329,300

	132		271,900	308,700	329,500
	133		272,100	308,900	329,700
	134		272,300		330,000
	135		272,600		330,300
	136		272,900		330,500
	137		273,100		330,700
	138				331,000
	139				331,300
	140				331,500
	141				331,700
学年前再任用 短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		194,600	205,700	224,200	245,000

備考 この表は、法第57条に規定する単純な業務に雇用される職員に適用する。

第2条 土岐市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「、6月に支給する場合には100分の120」を「100分の122.5」に、「100分の100）、12月に支給する場合には100分の125（特定管理職員にあっては、100分の105）」を「100分の102.5）」に改め、同条第3項中「100分の120」を「100分の122.5」に、「100分の67.5」を「100分の68.75」に、「100分の100」を「100分の102.5」に、「100分の57.5」と、「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60）」を「100分の58.75）」に改める。

第18条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の100」を「100分の102.5」に、「100分の120）、12月に支給する場合には100分の105（特定管理職員にあっては、100分の125）」を「100分の122.5）」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の47.5」を「100分の48.75」に、「100分の57.5）、12月に支給する場合には100分の50（特定管理職員にあっては、100分の60）」を「100分の58.75）」に改める。

（土岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第3条 土岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成17年土岐市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の220）」の次に「と、「100分の12

5」とあるのは「100分の230」を加える。

第10条第2項中「及び第13条第3項」を削り、「給与条例第3条の2中」を「同条中」に改め、「と、給与条例第13条第3項中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」」を削る。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第8条関係）
一般任期付職員給与表
行政職

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
給与月額	188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000

第4条 土岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の120」を「100分の122.5」に、「100分の220」と、「100分の125」とあるのは「100分の230」を「100分の225」に改める。

附 則

（施行期日等）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は令和6年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の土岐市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）第17条、第18条、別表第1及び別表第2並びに第3条の規定による改正後の土岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）第9条及び別表第2の規定は令和5年4月1日から適用する。

（土岐市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第2条 土岐市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年土岐市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「第17条第2項中「」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の100）」の次に「、12月に支給する場合には1

00分の125（特定管理職員にあつては、100分の105）」を加える。

第23条第1項中「第17条第2項中「」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の100）」の次に「、12月に支給する場合には100分の125（特定管理職員にあつては、100分の105）」を加える。

（給与の内払）

第3条 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の土岐市職員の給与に関する条例又は第3条の規定による改正前の土岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与の内払とみなす。

議第 8 5 号

土岐市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部
を改正する条例について

土岐市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改
正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 5 年 1 1 月 3 0 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

提案理由

市議会議員の期末手当の額を改定するため、この条例を定めようとする。

土岐市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部
を改正する条例

第1条 土岐市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和43年土岐市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「合計額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の212.5」の次に「、12月に支給する場合には100分の222.5」を加える。

第2条 土岐市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「、6月に支給する場合には100分の212.5、12月に支給する場合には100分の222.5」を「100分の217.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の土岐市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、令和5年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の土岐市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議第 8 6 号

土岐市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

土岐市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 5 年 1 1 月 3 0 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

提案理由

常勤の特別職職員の期末手当の額を改定するため、この条例を定めようとする。

土岐市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 土岐市常勤の特別職職員の給与に関する条例（昭和43年土岐市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「合計額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の217.5」の次に「、12月に支給する場合には100分の227.5」を加える。

第2条 土岐市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「、6月に支給する場合には100分の217.5、12月に支給する場合には100分の227.5」を「100分の222.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の土岐市常勤の特別職職員の給与に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、令和5年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の土岐市常勤の特別職職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議第 8 7 号

土岐市印鑑条例の一部を改正する条例について

土岐市印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 5 年 1 1 月 3 0 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

提案理由

電子情報処理組織を利用して、印鑑登録証明書の交付を申請できることとする等の改正のため、この条例を定めようとする。

土岐市印鑑条例の一部を改正する条例

土岐市印鑑条例（昭和55年土岐市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第10条に次の1項を加える。

- 4 第2項の規定にかかわらず、被登録者は、土岐市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和5年土岐市条例第21号）第3条第1項の規定により、同項に規定する電子情報処理組織を自ら利用して、市長に対して印鑑登録証明書の交付を申請することができる。

第10条の2中「被登録者で、」及び「第22条第1項に規定する」の次に「個人番号カード用」を、「限る。）」の次に「又は移動端末設備用利用者証明用電子証明書（公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書をいい、移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。）」を、「いう。）に個人番号カード」の次に「又は移動端末設備」を、「その他」の次に「の」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 88 号

土岐市手数料徴収条例の一部を改正する条例について

土岐市手数料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 5 年 1 1 月 3 0 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

提案理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

土岐市手数料徴収条例の一部を改正する条例

土岐市手数料徴収条例（昭和30年土岐市条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表（10）の部10の項中「又は第3項」を「若しくは第3項又は同法第39条の22第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和5年12月21日から施行する。

議第 8 9 号

土岐市障害者就労支援施設ひだ作業所の設置及び管理に関する条例について

土岐市障害者就労支援施設ひだ作業所の設置及び管理に関する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 5 年 1 1 月 3 0 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

提案理由

土岐市福祉施設ひだまりの一部機能の廃止に伴い、この条例を定めようとする。

土岐市障害者就労支援施設ひだ作業所の設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 心身障害者等に対して福祉サービスを提供し、もってその福祉の増進を図るため、土岐市障害者就労支援施設ひだ作業所（以下「ひだ作業所」という。）を設置する。

(位置)

第2条 ひだ作業所の位置は、土岐市肥田町肥田2042番地の2とする。

(事業)

第3条 ひだ作業所においては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「総合支援法」という。）第5条第14項に規定する就労継続支援の実施に関する事業を行う。

(指定管理者による管理)

第4条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）にひだ作業所の管理を行わせる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) ひだ作業所の維持管理に関する業務
- (2) 第3条に掲げる事業の企画及び実施に関する業務
- (3) 第11条に規定する使用の許可に関する業務
- (4) 第12条に規定する使用の許可の変更、取消し及び中止に関する業務
- (5) 第13条に規定する使用料の徴収に関する業務
- (6) 第14条に規定する実費の徴収に関する業務
- (7) 第15条に規定する工賃の支給に関する業務
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第6条 指定管理者は、この条例及び土岐市公の施設における指定管理者の指
定の手続等に関する条例（平成17年土岐市条例第1号）の定めるところに
従い、適正にひだ作業所の管理を行わなければならない。

(開館時間)

第7条 ひだ作業所の開館時間は、午前9時から午後4時までとする。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て開館時間を変更することができる。

(休館日)

第8条 ひだ作業所の休館日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日

(3) 12月29日から翌年1月3日まで

2 指定管理者は、必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て休館日を変更することができる。

(使用できる者の範囲)

第9条 ひだ作業所を使用することができる者は、総合支援法第22条第8項に規定する障害福祉サービス受給者証の交付を受けた者とする。

2 前項に掲げる者のほか、指定管理者が許可した者は、ひだ作業所を使用することができる。

(定員)

第10条 ひだ作業所の定員は、20人とする。

(使用の許可)

第11条 ひだ作業所を使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、使用の許可に管理上必要な条件を付することができる。

3 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、ひだ作業所の使用を許可しないことができる。

(1) ひだ作業所の管理上支障があるとき。

(2) ひだ作業所を使用させることが適当でないとき。

(使用の制限)

第12条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事

項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは使用の中止を命ずることができる。

- (1) 前条第1項の規定による許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、許可を受けた使用の目的に違反したとき。
- (2) 使用者が、この条例、この条例に基づく規則又は指定管理者が必要と認める事項に違反したとき。
- (3) 使用者が、偽りの申請をし、又は不正の手段によって許可を受けたとき。
- (4) 天災地変その他避けることのできない理由により必要があると認められるとき。
- (5) 公益上必要があると認められるとき。
- (6) 感染症にかかっていると認められ、他の使用者に支障を与えるおそれのあるとき。
- (7) その他ひだ作業所の管理上特に必要と認められるとき。

（使用料）

第13条 使用者（第9条第2項の規定により使用する者を除く。）は、使用料として総合支援法第29条第3項に規定する使用者が負担すべき額を指定管理者に納入しなければならない。

2 市長は、指定管理者に前項の使用料を当該指定管理者の収入として收受させる。

（実費の徴収）

第14条 指定管理者は、使用者から、必要と認められる原材料費等の実費を徴収することができる。

（工賃の支給）

第15条 指定管理者は、ひだ作業所において作業に従事する者に対して、事業収入から必要経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払うものとする。

（遵守義務）

第16条 ひだ作業所を使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ひだ作業所の施設、設備等を毀損し、又は汚損しないこと。
 - (2) 他人に危害又は迷惑を及ぼす行為をしないこと。
 - (3) 他人に危害又は迷惑を及ぼす物を携帯しないこと。
 - (4) 指定管理者の承認を受けないで物品を陳列し、若しくは販売し、又は
広告等を配布しないこと。
 - (5) 火気又は危険物を取り扱わないこと。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が指示する事項
- 2 指定管理者は、前項の規定に違反した者がいるときは、その行為をやめさせ、これに従わないときは、ひだ作業所から退去を命ずることができる。

(損害賠償義務)

第17条 ひだ作業所を使用する者は、故意又は過失によりひだ作業所の建物又は附属設備等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がひだ作業所を使用する者の責めに帰すことができない特別の事情があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に土岐市福祉施設ひだまりの設置及び管理に関する条例（平成17年土岐市条例第40号。以下「旧条例」という。）の規定によりされたひだ作業所に係る処分、手続その他の行為のうち現にその効力を有するものは、施行日以後においては、この条例の規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

(旧条例の廃止)

- 3 旧条例は、廃止する。

議第90号

土岐市認定こども園条例の一部を改正する条例について

土岐市認定こども園条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和5年11月30日提出

土岐市長 加藤 淳 司

提案理由

土岐市立の保育園を認定こども園へ制度移行することに伴い、認定こども園の類型を定めるため、この条例を定めようとする。

土岐市認定こども園条例の一部を改正する条例

土岐市認定こども園条例（平成28年土岐市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第1条中「認定こども園」の次に「及び保育所型認定こども園」を加える。

第3条の見出し及び同条の表以外の部分中「名称」の次に「、類型」を加え、同条の表を次のように改める。

名称	類型	位置
土岐市立西部こども園	幼保連携型	土岐市下石町1015番地の1
土岐市立妻木こども園	保育所型	土岐市妻木町1357番地
土岐市立濃南こども園	幼保連携型	土岐市鶴里町柿野1184番地の1
土岐市立みなみこども園	保育所型	土岐市駄知町2326番地の1
土岐市立肥田こども園	保育所型	土岐市肥田町肥田2285番地の1
土岐市立みつばこども園	保育所型	土岐市泉町河合735番地の2
土岐市立泉こども園	幼保連携型	土岐市泉町久尻12番地の1
土岐市立久尻こども園	保育所型	土岐市泉町久尻948番地の1

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議第91号

土岐市総合福祉センター・ウエルフェア土岐の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

土岐市総合福祉センター・ウエルフェア土岐の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和5年11月30日提出

土岐市長 加藤 淳 司

提案理由

母子・父子福祉センターの廃止に伴い、この条例を定めようとする。

土岐市総合福祉センター・ウエルフェア土岐の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

土岐市総合福祉センター・ウエルフェア土岐の設置及び管理に関する条例(平成17年土岐市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第1条中「、母子家庭」を削る。

第3条第6号を削る。

第4条中第6号を削り、第7号を第6号とする。

第11条第1項第6号を削る。

第12条第1項中「及び第6号」を削る。

別表第2中「母子・父子福祉センター」を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議第92号

土岐市立児童館の指定管理者の指定について

市は、次の条項により指定管理者を指定するものとする。

令和5年11月30日提出

土岐市長 加藤 淳 司

- 1 施設の名称 土岐市立土岐津児童館
土岐市立駄知児童センター
土岐市立肥田児童センター
土岐市立泉児童館
- 2 指定管理者 岐阜県土岐市下石町1060番地
社会福祉法人 土岐市社会福祉協議会
会長 舘林 慶二
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議第93号

土岐市総合福祉センター・ウエルフェア土岐の指定管理者の指定について

市は、次の条項により指定管理者を指定するものとする。

令和5年11月30日提出

土岐市長 加藤 淳 司

- 1 施設の名称 土岐市総合福祉センター・ウエルフェア土岐
- 2 指定管理者 岐阜県土岐市下石町1060番地
社会福祉法人 土岐市社会福祉協議会
会長 舘林 慶二
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議第94号

土岐市老人福祉センターの指定管理者の指定について

市は、次の条項により指定管理者を指定するものとする。

令和5年11月30日提出

土岐市長 加藤 淳 司

- 1 施設の名称 土岐市白寿苑
- 2 指定管理者 岐阜県土岐市下石町1060番地
社会福祉法人 土岐市社会福祉協議会
会長 舘林 慶二
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議第95号

土岐市障害者就労支援施設ひだ作業所の指定管理者の指定について

市は、次の条項により指定管理者を指定するものとする。

令和5年11月30日提出

土岐市長 加藤 淳 司

- 1 施設の名称 土岐市障害者就労支援施設ひだ作業所
- 2 指定管理者 岐阜県土岐市下石町1060番地
社会福祉法人 土岐市社会福祉協議会
会長 舘林 慶二
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議第96号

土岐市保健福祉センター・すこやか館の指定管理者の指定について

市は、次の条項により指定管理者を指定するものとする。

令和5年11月30日提出

土岐市長 加藤 淳 司

- 1 施設の名称 すこやか館老人デイサービスセンター
- 2 指定管理者 岐阜県土岐市下石町1060番地
社会福祉法人 土岐市社会福祉協議会
会長 舘林 慶二
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議第97号

土岐市駄知公園運動広場の指定管理者の指定について

市は、次の条項により指定管理者を指定するものとする。

令和5年11月30日提出

土岐市長 加藤 淳 司

- 1 施設の名称 土岐市駄知公園運動広場
- 2 指定管理者 岐阜県土岐市駄知町1343番地の1
土岐市駄知町体育協会
会長 酒井 充裕
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議第98号

土岐市営肥田グラウンドの指定管理者の指定について

市は、次の条項により指定管理者を指定するものとする。

令和5年11月30日提出

土岐市長 加藤 淳 司

- 1 施設の名称 土岐市営肥田グラウンド
- 2 指定管理者 岐阜県土岐市肥田町肥田1697番地の4
土岐市肥田町体育協会
会長 木股 栄作
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議第99号

土岐市営曾木グラウンドの指定管理者の指定について

市は、次の条項により指定管理者を指定するものとする。

令和5年11月30日提出

土岐市長 加藤 淳 司

- 1 施設の名称 土岐市営曾木グラウンド
- 2 指定管理者 岐阜県土岐市曾木町407番地の1の1
土岐市曾木町体育協会
会長 日比野 司
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議第100号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、別紙の路線を市道に認定するため議会の議決を求める。

令和5年11月30日提出

土岐市長 加藤 淳 司

提案理由

市内道路網の整備を図るため、市道の路線を認定しようとする。

認 定 調 書

整理番号	路線名	路線の起点	重要な経過地
		路線の終点	
1	82600	土岐市泉町大富字北山	
		土岐市泉町大富字北山	
2	82601	土岐市泉町大富字北山	
		土岐市泉町大富字北山	
3	82602	土岐市泉町大富字北山	
		土岐市泉町大富字北山	
4	82603	土岐市泉町大富字北山	
		土岐市泉町大富字北山	
5	82604	土岐市泉町大富字北山	
		土岐市泉町大富字北山	
6	82605	土岐市泉町大富字北山	
		土岐市泉町大富字北山	
7	82606	土岐市泉町大富字北山	
		土岐市泉町大富字北山	
8	82607	土岐市泉町大富字北山	
		土岐市泉町大富字北山	
9	82608	土岐市泉町大富字北山	
		土岐市泉町大富字北山	
10	82609	土岐市泉町大富字北山	
		土岐市泉町大富字北山	
11	82610	土岐市泉町大富字北山	
		土岐市泉町大富字北山	
12	82611	土岐市泉町大富字北山	
		土岐市泉町大富字北山	

認 定 調 書

整理番号	路 線 名	路 線 の 起 点	重要な経過地
		路 線 の 終 点	
13	82612	土岐市泉町大富字北山	
		土岐市泉町大富字北山	
14	82613	土岐市泉町大富字北山	
		土岐市泉町大富字北山	

新規認定路線図 (参考図)

